

戸籍にフリガナを記載する取り組みが行われています！

通知のフリガナが正しい場合は手続き不要です！

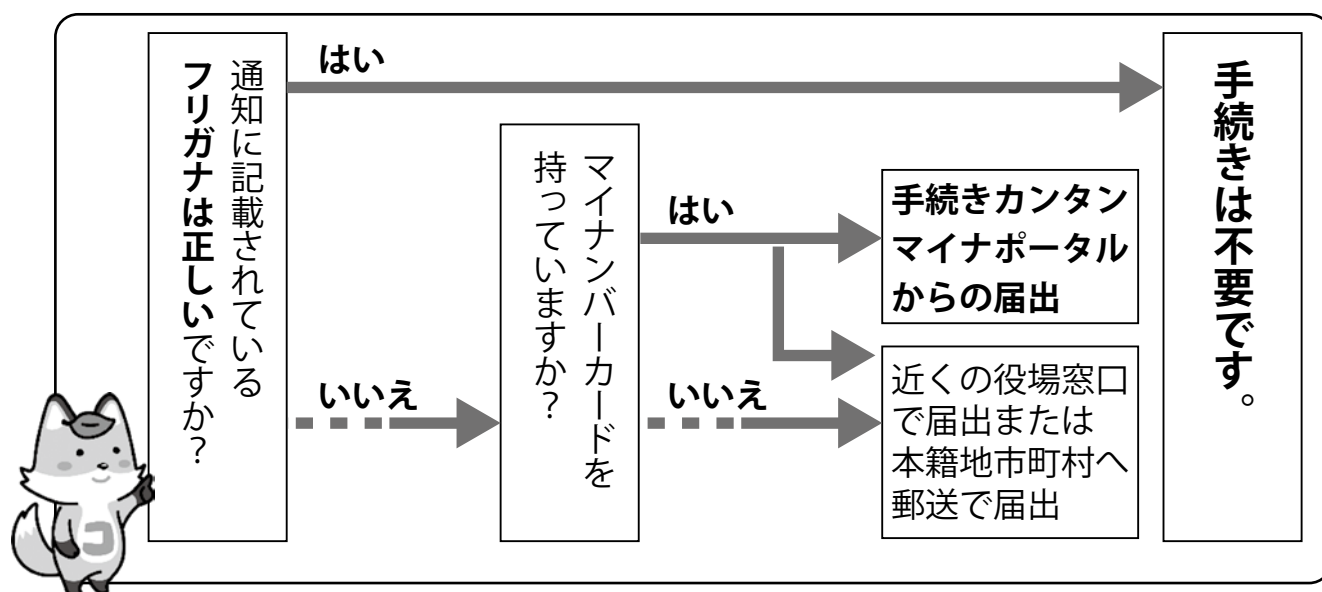
戸籍法の改正により、このたび戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されています。

この通知に記載されたフリガナが誤っている場合は、マイナポータルからの届出か、最寄りの市町村窓口、または本籍地市町村への届出が可能です。

通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるため、手続きは不要です。

なお、フリガナの届出に手数料は一切かかりません。

また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。



【マイナポータルからの届出】

マイナポータル 氏名の振り仮名の届出 <https://myna.go.jp/svc/kana>
マイナポータルからの届出方法の案内：0120-95-0178 音声案内番号8

※DV等支援措置中の方や、成年後見人の方などは、マイナポータルからの届出ができない場合があります。窓口か郵送での届出を行ってください。



【戸籍の振り仮名制度や届出期間・方法について 詳細はこちら】



法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

法務省コールセンター：0570-05-0310

※届出の処理状況等の個別事情は各本籍地市町村へお尋ねください。

※日南町が本籍の方には7月下旬に発送をしています。

(他市町村が本籍地の場合の発送予定は本籍地にお問い合わせください。)

※フリガナの届出にあたり法務省や市区町村へ金銭を支払うよう要求することはありません。
詐欺に御注意ください。

